

---

# 文化庁の京都移転について

---

令和5年3月17日（金）  
政府関係機関移転に関する有識者懇談会



## 平成28年3月 「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）を決定

外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。このため、抜本的な組織見直し、・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。

## 平成29年4月 文化庁地域文化創生本部の設置（先行移転）

→p.4

## 平成30年10月 新・文化庁のスタート（京都移転に向けた組織再編）

## 令和2年7月 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」（閣議決定）を決定

文化庁については、テレビ会議システム等を活用しながら京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化するとともに、職員の住環境の確保を含む福利厚生への適切な配慮等の準備を着実に進め、2022年8月予定の移転先庁舎工事の竣工後、速やかに京都への全面的な移転を実現する。

## 令和3年6月 令和元年度・2年度に実施した京都移転シミュレーションの結果をとりまとめ、国会へ報告

→p.5,6

※文部科学省設置法改正 付帯決議【抜粋】  
文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること

## 令和3年8月 京都府より、文化庁の移転先新庁舎整備工事の竣工が、令和4年12月下旬に再延伸する旨を報告

【1回目の工期延伸】「文化庁の京都移転に伴う庁舎整備の工期延伸について」（令和2年2月 文化庁移転協議会）  
京都府では、当初想定した18ヶ月の工期内の完成に向けて検討を進めてきたが、建設業の働き方改革等もあり、工期が当初の18ヶ月から26ヶ月と  
なっており、竣工は2022（令和4）年8月下旬を目指したい。

【2回目の工期延伸】「文化庁の京都移転に伴う庁舎整備の工期再延伸について」（令和3年8月 文化庁移転協議会）  
整備工事を進める中で、新たに、旧府警本部本館の建物耐震・内部壁面等の補強工事の追加及びかれき等地下障害物の処分等に伴う作業量の増加が半明したため、工期を更に5ヶ月延伸し、2022（令和4）年12月下旬の竣工を目指したい。



## 令和3年11月 工期の再延伸を受けた文化庁の対応について決定。

「文化庁の本格移転先庁舎整備の工期再延伸を踏まえた対応について」(令和3年11月26日文化庁移転協議会決定)【抜粋】  
文化庁において**中核となる組織は、2023（令和5）年3月中に引越しを行い**、2022（令和4）年度中の業務開始を目指すこととし、**その他については、2023（令和5）年5月初旬の大型連休を活用しつつ、国会業務等の状況を踏まえながら、移転出来る課や係から順次、可及的速やかに移転を進める**ことを目指す。

## 令和4年2月 京都移転に向けた総合調整機能強化のための検証を実施

→p.7

## 令和4年5月 岸田総理大臣の文化庁京都庁舎整備状況等の視察

令和5年3月27日に新しい文化庁での業務を開始。令和5年5月15日に職員の大半が移転することを目指す。  
京都移転予定部署（政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課）

## 令和4年12月 京都府における文化庁の新庁舎整備工事の竣工



## 令和5年1月～ 文化庁の新庁舎の内部工事等開始



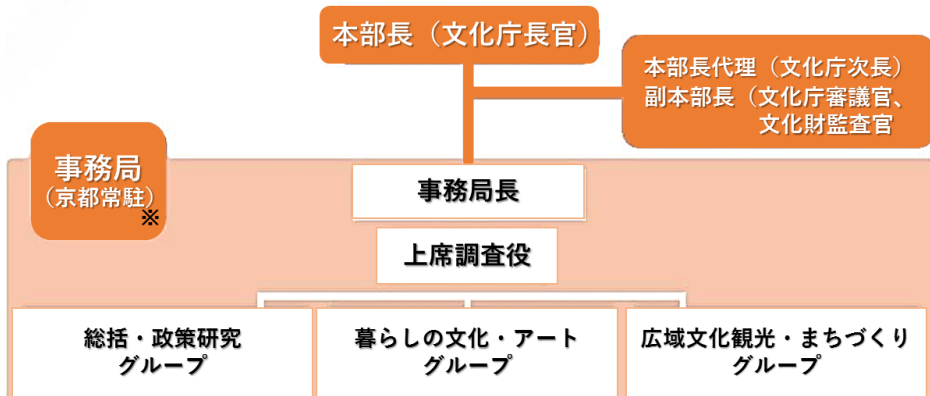
## 令和5年1月 永岡文部科学大臣の京都庁舎整備状況等の視察

## 令和5年3月 文化庁移転協議会 →p.8

- ・文化庁京都移転を契機に、これまで文化庁内の各課がそれぞれの立場で取り組んでいた食文化や文化観光施策の企画立案・調整を、文化庁長官のリーダーシップの下、一体的に推進するため「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」を京都に設置する。
- ・予定どおり京都移転を行うが、旧統一教会問題等に関係する職員については、移転終了後、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切がつくまでの間、東京で勤務を行うことを確認。

## 文化庁地域文化創生本部移転

## 組織



【設置時期】平成29年4月

【庁舎の場所】京都市東山区東大路通松原上る3丁目毘沙門町43-3  
※令和5年3月13日より上記の場所から新庁舎へ移転

【事務局員数】45名（令和5年1月現在）

構成：文部科学省・文化庁15（文化財調査官含む）、  
外務省2、農林水産省1、国土交通省1、  
地方公共団体18（京都府、京都市、関西広域連合（滋賀県、奈良県、  
和歌山県、兵庫県、大阪府、堺市、神戸市）、札幌市）、  
企業・経済団体5（㈱淡交社、㈱JTB、凸版印刷㈱、JR西日本㈱）、  
京都商工会議所）  
大学事務職員1（京都大学）、大学等研究者2

## 移転の取組による成果



文化財保存活用地域  
計画等連絡協議会



歴史文化遺産  
フォーラム



全国高校生伝統文化  
フェスティバル

このほか

- 障害者文化芸術活動推進基本計画の策定（第1期計画H31.3策定、第2期計画R5.3策定予定）（厚生労働省との共同）
- 京都の文化施設の連携のもと、アートを通して多様性や共生社会について考えるプロジェクト「CONNECT⇄」を、R2から毎年12月に開催
- 伝統文化親子教室（教室実施型）の拡充や統括実施型、地域展開型の増設
- 地方公共団体による文化財保存活用大綱や文化財保存活用地域計画の策定等への支援、多言語対応やユニークメニューに係るハンドブックの作成
- 無形文化財の登録制度創設を受け、生活文化分野で「書道」を登録
- 担い手が減少し、継承が困難となっている地域の伝統行事・民俗芸能等の継承を支援
- 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究や諸外国における文化政策の比較調査等々

## 地方創生上の効果

- 京都府・市をはじめ関西を中心とした自治体と日常的に意見交換を実施しており、新たな文化政策の企画立案等に向けて地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力  
例）地域文化創生連絡会議の実施（H29～）  
京都府・市、京都商工会議所、関西広域連合、関西経済連合会、関西の文化関係独法により構成される会議を開催し、意見交換を実施
- 地域文化創生本部には、京都府・市など関西圏の地方自治体、産業界、大学等から派遣された職員が多いことを活かして、地方自治体のニーズや文化庁施策への意見を把握、全国の文化芸術の振興の施策に反映
- 地域の文化芸術活動の振興、文化庁の京都移転・地域文化創生本部に対する認知度の向上、地元を中心とする関係者・機関とのネットワーク構築の推進を背景に、自治体、経済団体、大学、文化芸術関係団体の実施する会議、行事等への職員の参加が増加
- ICOM京都大会の準備・実施に当たり、地の利を生かし地域文化創生本部が協力、成功裏に終了

## 令和元年度・2年度シミュレーションの趣旨

### 平成30年6月 文部科学省設置法改正法附帯決議

「文化庁が京都への本格移転に向け予定しているその効果及び影響の検証結果については、適宜国会へ報告すること」

・本格移転前のシミュレーションを通じて、課題等を洗い出して、改善方策を検討することとし、昨年度、移転を予定している部署の課長と一部の職員が1週間毎に交代で京都にて通常業務を実施。

## 令和元年度・2年度シミュレーションの概要

### (1) 期間及び対象者

#### ○実施期間

- ・令和元年度：令和元年10月1日から11月29日（41勤務日）
- ・令和2年度：令和2年10月5日から11月20日（34勤務日）

#### ○対象者

- ・令和元年度：文化庁次長（京都担当）、政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課及び宗務課の課長及び一部の職員（数名）
- ・令和2年度：文化庁次長（京都担当）、審議官（京都担当）、政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課及び宗務課の課長及び全職員

### (2) 実施体制

- ・令和元年度：各課が1週間ずつ交代で地域文化創生本部（京都）にて執務。  
その他の職員の一部は、東京の文化庁に設置した疑似的な執務室「東京シミュレーション室」で執務。  
次長（京都担当）は、原則として週3日を地域文化創生本部にて執務。
- ・令和2年度：各課が1又は2週間に1課ずつ交代で地域文化創生本部（京都）にて執務。  
次長（京都担当）及び審議官（京都担当）は、全期間を対象とした。

### (3) 主な検証事項

- ①国会議員への説明、②政党の会議への参加、③国会質問対応、④庁内外（庁内他部署、他省庁、自治体、団体等）とのやりとり、⑤予算に係る業務、⑥人事・総務に係る業務、⑦報道対応、⑧文化財関係者等の会議（外部有識者による会議）



写真：移転シミュレーションにおける京都での執務の様子

## ポイント

### (4) 検証の視点

- メール・電話や、テレビ会議システム、web会議等を活用した対応が可能な範囲。
- 上記遠隔システムに関し組織を超えたシステム統一に向けた課題。
- 突発的に発生した案件への速やかな対応、国会対応、関係府省等との緊急の連携・調整、東京に多く存在する文化芸術団体等への対応が確実にできる実施体制の構築。

### (5) 令和2年度移転シミュレーション(10～11月の34勤務日)の検証結果

※令和元年度は、京都での執務者は各課で数名程度にとどまっていたことから、全職員を対象とした令和2年度の実施結果を中心に整理

- 通常対面で行っている業務のうち、リモート対応した割合は、25.6%。
- 一定の案件では、TV会議システムやウェブ会議システム（WebEx等）を活用できた。しかし、文化庁及び他府省において、リモート会議の利用環境が不十分（端末・アカウント等の不足、スペースの不足、職員の意識・習熟度等）。
- 特に重要な案件、迅速な対応が必要な案件、機密性の高い案件、複雑な協議・交渉が必要な案件等については、遠隔対応が困難であり、対面での対応や、東京の職員によるサポートが必要。継続して対面対応が必要な場合には、旅費や移動時間の節約等のため、東京にあらかじめ長期滞在して対応。



テレビ会議システムでの打合せの様子

### (6) 検証結果を受けた今後の対応

- 法案作成や予算業務、国会で取り上げられた問題への対応等、東京で一定期間の対応が必要となる業務について、京都・東京に関わらず、適切に対応できる体制を整備。
- 京都・東京間の出張による勤務時間ロスを踏まえ、必要な人員措置を検討。
- 京都から東京や全国各地への出張旅費、職員の手当（単身赴任手当等）その他必要な予算を確保。
- 京都部署が東京と別の施設となることに伴い新たに発生する業務（図書室等）について、京都で必要な体制を整備。
- 緊急対応や、総合調整機能の強化のための体制を東京に整備。
- 東京に総合調整機能を果たすための執務スペースを確保。東京・京都の連携を確保するために双方にTV会議システムを整備。
- その他リモート対応の環境整備（機器・アカウント等の整備、庁外へのリモート会議導入の働きかけ、サポート職員の配置等）。

## 令和3年度の検証

### (1) 期間及び対象者

○実施期間

- ・令和4年2月7日から2月18日（2週間）

○対象者

- ・文化庁次長（京都担当）以下、政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課及び宗務課の課長及び全職員

### (2) 実施体制・検証の視点

- 初めて、通常国会中に対象者の職員が一斉に本庁舎から離れ、品川の貸しオフィスにて勤務

- 移転後と同じ情報システムで検証（令和4年1月に文部科学省の行政情報システムが更新され、職員端末も変更された）

### (3) 主な検証事項

- ①国会業務における東京庁舎との連絡、②他省庁、地方自治体との対応、③国会議員や関係団体への問い合わせ対応、④Web会議の実施、⑤文化財指定等における業務、等

令和5年3月8日  
文化庁移転協議会

## 1. 移転に向けた準備状況

・・・ (略) ・・・

## 2. 移転決定後の文化行政や社会状況等の変化

平成28年の政府決定以降、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化庁において様々な施策に取り組むとともに、その推進にあたって配慮しなければならない社会状況等の変化も新たに生じている。

例えば、平成30年の文化財保護法改正では、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図るとともに、令和3年にも同法を改正し、無形文化財の登録制度を創設したところである。また、2019(平成31・令和元)年には、フランスのノートルダム大聖堂や首里城が火災により大規模な被害を受けたことから、これを機に政府をあげて、文化財を火災等から守るための対策の強化が図られている。そして、令和3年12月には、我が国の貴重な文化財を後世に確実に継承していくための5か年計画、いわゆる「文化財の匠プロジェクト」を策定し、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築に取り組んでいるところである。

さらに、2025年国際博覧会の開催がいよいよ迫ってきている。平成30年に開催国が日本に決定され、その後、令和2年の閣議決定に基づき、大阪・関西万博を契機とした多様な文化、価値観の重なる創出に取り組むことや、大阪・関西万博の成功に向けて政府と大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした地方公共団体、経済界等が一体となって取り組むこととされている。文化庁としても、内閣総理大臣を議長とし関係府省庁で進める「日本博2.0」を実施し、我が国の文化芸術や日本の美と心を国内外へ発信するとともに、食文化をはじめとする生活文化や文化観光などの振興を強く進めていくことが求められている。

一方、令和4年夏以降、旧統一教会を巡る課題が社会的に大きく取り上げられ、国会における審議が行われるなど、文化庁として関係府省庁とともに喫緊に取り組まなければならない問題も新たに生じており、その解決に向けて迅速かつ的確に対応することが求められている。



## 3. 移転に向けた更なる対応

これまでの政府や文化庁移転協議会での決定内容に基づき、予定どおり対象となっている組織を移転し、この春をもって文化庁の京都移転を完了させる。なお、これに加えて上記2.の最近の状況等を踏まえ、当面する課題に支障なく対応できるよう、その移転完了後、下記の対応を講じることとする。

### (1) 文化庁の更なる機能強化等について

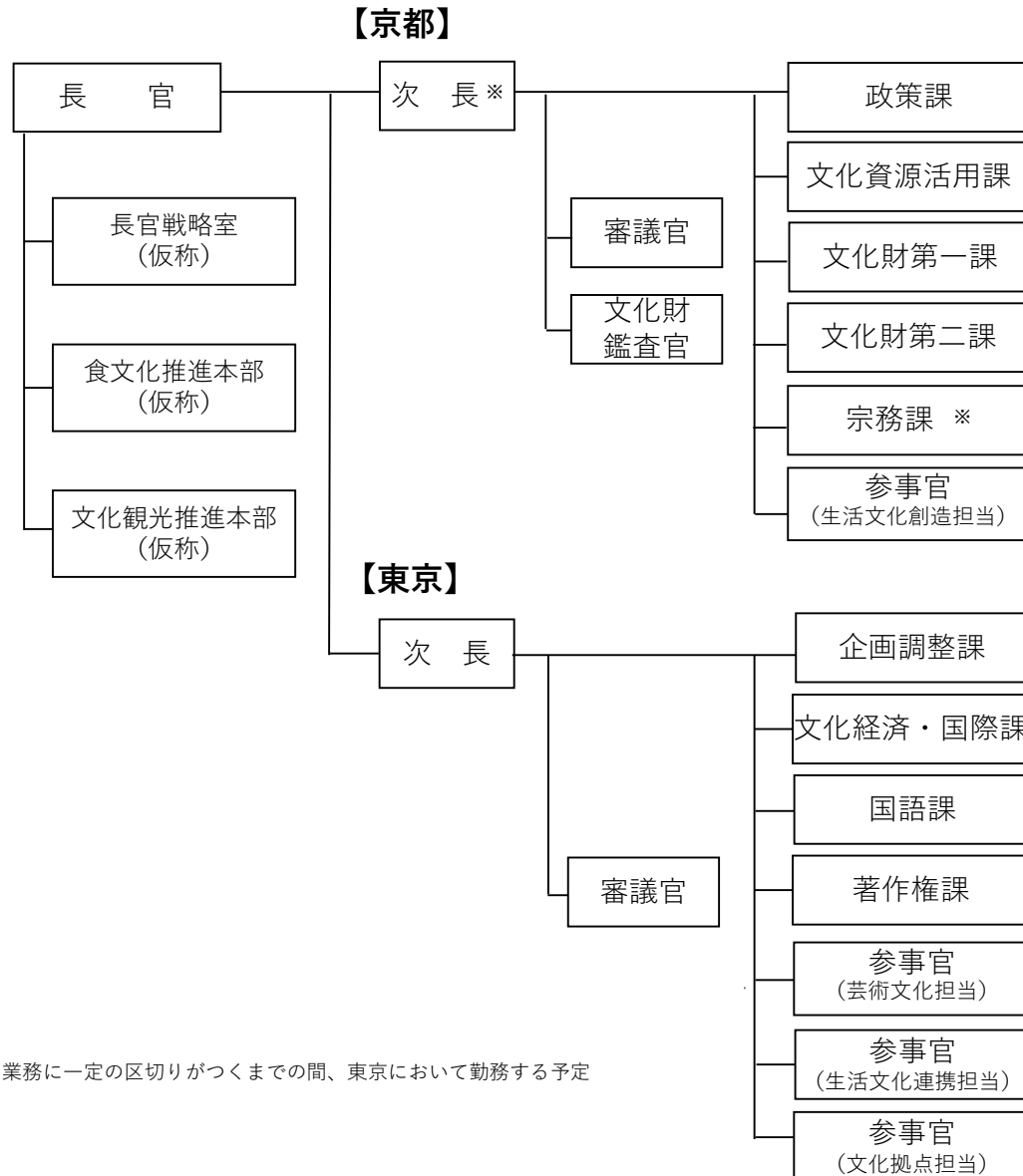
京都移転を契機として、文化庁長官のリーダーシップの下、庁全体の政策企画・調整機能を更に強化するために長官の補佐体制を整えるとともに、多くの関係課が関わる「食文化」及び「文化観光」行政については、その企画立案機能を強化するため、従前の「地域文化創生本部」を発展的に見直し、長官をトップとした関係課長・参事官からなる「食文化推進本部（仮称）」及び「文化観光推進本部（仮称）」を京都に設置する。

なお、こうした機能強化にあわせて、これまでの参事官の担当名称を整理し変更することとする。

### (2) 宗務課等に関する経過措置について

宗務課等は京都移転の対象とされてきたところであるが、現在、旧統一教会を巡る課題への対応等に取り組んでいる職員については、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切りがつくまでの間、東京で勤務を行うこととする。

令和5年3月27日以降の文化庁の主な体制（イメージ）



※ 業務に一定の区切りがつくまでの間、東京において勤務する予定

# 文化庁 京都移転までの行程

参考資料

2016(平成28)年 2017(平成29)年 2018(平成30)年 2019(令和元年) 2020(令和2年) 2021(令和3年) 2022(令和4年) 2023(令和5年)

## ■一部先行移転

京都に「地域文化創生本部」を設置

## ■文化庁移転協議会

8月  
概要とりまとめ  
  
12月  
移転先候補の  
絞り込み等

7月  
組織の大枠、本格移転  
場所、移転時期の決定

8月  
国が負担する賃料ト  
ータルを1/2減額（土地  
相当額無償、建物相当  
額4割減額）と決定

9月  
「京都移転シ  
ミュレーション  
実施計画」  
を策定

2月  
工期延伸に伴う移転時  
期の見直し  
  
6月  
工期延伸に伴う本格移  
転の時期を決定  
  
9月  
「令和2年度京都移転シ  
ミュレーション実施計  
画」を策定

6月  
令和元年度・2年度の京  
都移転シミュレーション  
の検証結果報告  
  
8月  
京都府より工期再延伸の  
報告(竣工:令和4年12月)  
  
11月  
工期再延伸を受けた  
文化庁の対応を決定

5月  
岸田内閣総理大臣の移転準備状  
況等の視察及び  
記者会見  
  
12月  
京都庁舎竣工

## ■本格移転■

令和5年3月27日に、  
文化庁長官を始め京  
都の新しい文化庁で  
の業務を開始する。  
そして、職員の移転  
については、大型連  
休明けの令和5年5月  
15日に、職員の大  
半が移転することを目  
指す。

## ■本格移転に向けた準備

新たな文化芸術基  
本法施行

○平成30年度  
予算・機構要求

組織体制,移転場所

○職員数は,全体の7割  
を前提に,地元の協力も  
得ながら250人程度以  
上を見込む  
○本格移転先を京都府  
警本部本館に決定

文化庁の機能強化,  
抜本的な組織改編  
に係る設置法改正

○新・文化庁発足

移転先庁舎完成予想図



新行政棟(新築)

旧京都府警本部本館(改修)

移転先庁舎工事：旧京都府警察本部の改修・増築

職員の住環境の確保や、家族の教育・保育への適切な配慮についての検討

○国会報告 ○予算要求 ○予算要求

京都・東京の分離組織における業務の試行・改善の検討  
(本格移転シミュレーションの実施)

## ■京都移転シミュレーション

※平成30年6月の文部科学省設置法改正の附帯決議で「予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされた。

### 【平成28～30年度】

①平成28年7月11～24日、  
②平成29年4月(地域文化創  
生本部設置)③平成30年10  
月(改正文部科学省設置法に  
基づく新組織スタート)以降、  
テレビ会議等のICTを活用し  
シミュレーション実施。

### 【令和元年度】(令和元年10～11月)

文化庁次長(京都担当)及び京都移  
転予定課(政策課、文化資源活用課、  
文化財第一課、文化財第二課、宗務  
課)の一部職員(計193人)が1週間  
毎に交代で京都の地域文化創生本部  
内の執務室にて、国会対応等の通常  
業務にあたった。

### 【令和2年度】(令和2年10～11月)

京都担当の次長と審議官及び京都移  
転を予定している部署(政策課、文化資源活  
用課、文化財第一課、文化財第二課、宗  
務課)の課長及び原則全ての職員が1週  
間毎に交代で京都の地域文化創生本部内  
の執務室にて、国会対応のほか予算対応  
等の通常業務にあたった。

### 【令和3年度】(令和4年2月)

文化庁次長(京都担当)及び京都移  
転予定課(政策課、文化資源活用課、文  
化財第一課、文化財第二課、宗務課)  
の全職員を対象に、同時に2週間、  
ワークスタイリング品川にて、移転に  
向けた総合調整機能強化のための検証  
として、国会対応等の業務にあたった。